

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり44～50ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

川越市障害者虐待防止センターにご相談ください

障害者基幹相談支援センター☎224-6565

障害者虐待防止センターは、障害のある方に対する虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口です。虐待から障害のある方を守り、また、障害のある方の家族等への支援を行います。「虐待かもしれない」と思ったら、速やかに同センターにご連絡ください。個人の秘密は厳守します。

障害者虐待防止センター ☎227-4330☎226-7666

所在地…小仙波町2丁目50-2(社会福祉協議会内)
相談時間…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分
*相談時間外は自動音声案内により緊急連絡先をご案内します。

消費生活の豆知識 その106 新成人の皆さんへ！ 悪質商法に注意！

若者を狙った悪質商法が増えていきます。20歳になると、保護者の同意なく契約ができるようになる一方、法律で保護されている未成年者と違い、契約を取り消すことは難しくなります。本当に必要なかよく考えてから、責任を持って契約をしましょう。

●ワンクリック詐欺

ホームページ上の「入り口」や「画像のダウンロード」などをクリックしただけで、勝手に入会させられ、

高額な登録料や手数料を要求する手口です。インターネットを利用した、不当な料金請求の一種です。

●資格・サイドビジネス商法

「就職に有利」「資格を必要とする仕事を提供」「在宅勤務可能」「簡単に稼げる」などと言ってセミナーに誘い、高額な教材や道具を売りつけます。

●インターネット通販での詐欺

「お金を払ったのに商品が届かない」「偽物が届いた」など、インターネット

ト通販を利用した詐欺やトラブルが多数発生しています。

●消費者へのアドバイス

●利用規約に同意を求め画面で安易に「はい」をクリックしないようにしましょう。

●勧誘されてもすぐについて行かず、他人の話を安易に信じないようにしましょう。

●「絶対にもうかる」などといったうまい話はありません。

●怪しいと思ったらきっぱり断りま

消費生活センター☎224-6162
☎222-5454

●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

●消費者カレッジ「身近にひそむ悪質商法」

講師：川越市消費生活相談員 日時：2月14日(金)午後2時～3時30分
会場：南公民館 対象：市内在住・在勤 定員：先着50人 経費：無料
申し込み：2月3日(月)午前9時から
電話・ファクスで消費生活センター